

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 5 年 9 月 13 日経企第 2145 号)</p> <p>1 この附則は令和 5 年 10 月 1 日から実施します。 (ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)</p> <p>2 当社は、この附則実施の日から令和 6 年 1 月 29 日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和 6 年 7 月 31 日まででその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。) に関する接続方式に係る品目を L A N 方式又は V D S L 方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が L A N 方式若しくは V D S L 方式であるものに限ります。) に係る一般契約の解除と同時に新たに第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) に係る定期契約を締結するとき、又は第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が L A N 方式若しくは V D S L 方式であるものに限ります。) に係る定期契約の解除と同時に新たに第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。) が定める契約約款に規定する契約 (メニュー 5 - 2 における提供の形による細目が II - 1 型のものであつて、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 2 型又はグレード 2 のものに限ります。) について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約 (第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) を締結するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約 (通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が L A N 方式又は V D S L 方式であると当社が認めるものに限ります。) について、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約 (第 1 種契約 (基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) を締結するとき。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p>